

船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例

○船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
令和6年3月26日
条例第28号

船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
船橋市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年船橋市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条
第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、
設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び
運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「省令」という。）の例による。

（指定の対象となる特別養護老人ホームの入所定員）

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第88条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第8条
までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（設備）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第3条第1項第1号イの規定の
適用については、同号イ中「1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サ
ービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4
人以下とすること」とする。

（非常災害対策）

第6条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第26条第1項（省令第49条に
おいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「従業者」とあるの
は、「従業者並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第7条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第37条第2項（省令第49条に
おいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるの
は、「5年間」とする。

（ユニット型指定介護老人福祉施設における入浴等）

第8条 第4条の規定によりその例によることとされる省令第43条第3項の規定の適用に
ついては、同項中「できるよう」とあるのは、「できるよう、1週間に2回以上」とす
る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。